

**減免が受けられる方の範囲は？**

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度		
		・身体障害者等本人が運転	・生計を一にする方が運転 ・身体障害者等を常時介護する方が運転（2 ページ※2, 3 参照）	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級～4 級	1 級～4 級	
	聴覚障害	2 級、3 級	2 級、3 級	
	平衡機能障害	3 級	3 級	
	音声機能障害	3 級（喉頭摘出者のみ）		
	上肢不自由	1 級、2 級	1 級、2 級	
	下肢不自由	1 級～6 級	1 級～3 級	
	体幹不自由	1 級～3 級、5 級	1 級～3 級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級、2 級	1 級、2 級
		移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう または直腸・小腸の機能障害	1 級、3 級	1 級、3 級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害	1 級～3 級	1 級～3 級	
肝臓機能障害	1 級～3 級	1 級～3 級		
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症 （喉頭摘出者のみ）		
	上肢不自由	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症 第1 款症～第3 款症	特別項症～第4項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症 第1 款症～第3 款症	特別項症～第4項症	
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう または直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳(知的障害者)	Aの方。			
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	1 級の方。			

注 1 減免制度を利用いただける「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、表の等級以上にあてはまる方をいいます。

2 二つ以上の重複する障害がある場合、表にあてはまらない等級が記載されている場合がありますので、事前にお問い合わせください。

例 視覚障害 5 級

聴覚障害 4 級

手帳表紙記載の等級 4 級 ⇒

聴覚 4 級は対象外ですが、視覚 4 級は対象となるため減免を受けることができます。

3 手帳を交付申請中の方は減免を受けることができませんので、手帳の交付を受けた後に申請してください。

4 自動車税環境性能割については、減免申請が自動車の登録後となった場合は、減免することができませんので、ご注意ください。